

項目	国立大学法人島根大学の平成22事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の中で「課題がある」または「(今後)期待されるもの」として記載のあった事項	翌年度の取組状況
業務運営の改善及び効率化	<p>【課題がある】 大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。</p>	<p>法科大学院では、全国的に入学試験受験者が発足当時と比較して激減している。すなわち、法科大学院受験資格である適性試験の受験者数は、初年度が延べ約6万人であったのに対し、2009年度で約1万8千5百人、2010年度で約1万6千人、さらに2011年度では約1万3千人にまで減少してきており、全国の法科大学院の総定員が当初約6千人から約4千5百人に減少してきているとはいえ、法科大学院にふさわしい、質の高い入学者を確保することが全国的に厳しい状況が生じている。この傾向は、都市部の大手国公立法科大学院と比較して、地方の法科大学院において顕著に表れてきている。</p> <p>この状況に拍車をかける形で、2011年度から法科大学院入試における実質競争倍率(合格者数/受験者数)を2倍以上とすることが、文科省および中教審法科大学院特別委員会から求められており、受験者数の激減の中でこの倍率を維持するためには定員を大幅に割り込むことを受け容れざるを得ない状況に地方法科大学院は置かれている。</p> <p>このような状況を踏まえて、法科大学院進学希望者増、また本学法科大学院受験者増に向け、新聞社や予備校主催の進学相談会、進学ガイダンスへの参加、法学学習雑誌への広告の掲載、本研究科独自の受験相談会の開催、ホームページにおける受験案内の充実などの取り組みを強化してきた。また、入試については、前期・後期、第2次募集A日程・B日程、第3次募集と通算5回にわたって実施するとともに、会場も松江会場のみならず東京会場(3回)大阪会場(2回)を設けた。これらの取り組みの成果は2010年度は本研究科受験者増という形で実を結んだが、2011年度にはいっそう厳しくなった全国的な法科大学院受験者減の結果、大きな後退を余儀なくされることとなった。</p> <p>この状況を踏まえ、本年度は従来の取り組みのいっそうの強化に加え、法科大学院受験者、進学者がいわゆる既修コース(2年課程)に向かう傾向が強まっていることを踏まえ、既修コース入試を実施する予定である。これらの取り組みを通じて、入学者増に向けた最大限の努力を払う覚悟である。</p>
その他業務運営に関する重要目標	<p>【課題がある】 毒物・劇物の管理について、平成21年度に内部監査において契約事務マニュアル(教員等用)に従った毒物・劇物等のデータ入力がないと指摘されているのに引き続き、平成22年度においても、監事・内部監査において、毒劇物受払簿の記入や在庫量及び使用量の把握、保管している数量を定期的に受払簿と照合し確認する等のコンプライアンスが十分に浸透していない状況が見られ、毒劇物の管理の徹底について速やかな対応が求められており、毒劇物の管理が不十分と認められることから、毒劇物管理に関する改善、教職員・学生に対する毒劇物管理の周知徹底、管理状況の定期的な検査が求められる。【関連事項 No.2(4)6-3】</p>	<p>「国立大学法人島根大学毒物及び劇物取扱要領」を平成23年4月1日付けで一部改正。主な改正点としては、受払簿への記載単位の変更、定期報告の義務化、必要に応じて監査の実施及び処分に関する規定を明確化。</p> <p>なお、この要領の改正については、平成23年4月6日付けメールで各総務担当者へ通知し当該部局所属の教職員への周知を依頼した。</p> <p>また、出雲キャンパスでは、平成23年6月に「化学物質管理システム」を導入、学部内全体の数量把握、保管場所ごとの保管薬品名の確認、保管容器ごとの数量管理、保管数量の管理基準チェックが可能となり、保管状況報告の効率化、管理者の負担軽減及びリスク管理の向上となった。今後は、このシステムの問題点等を検証し改善を行い、松江キャンパスへの展開を検討する。</p>

<p>業務運営の改善及び効率化</p>	<p>【(今後)期待されるもの】 学内外に諸活動を積極的に発信し広報活動を強化するため、副学長を室長とする広報室を設置することとしており、今後の広報活動の充実が期待される。</p>	<p>(1) 平成23年4月に、企画・財務担当理事を室長とする「広報室」を新たに設置した。室長のもと、機動的・戦略的な広報活動を行うため、広報担当の学長特別補佐を置くとともに、室員として各学部等から教員を兼任させ、広報室会議を毎月開催し、積極的な広報活動を実施した。 (2) 大学案内を複数年契約(3年)にすることにより予算の節減に繋げ、入試センター運営委員と広報室員共同の編集会議を結成し議論を重ね、平成24年度から新たな大学案内を制作することとした。 (3) 本学の見学等を希望する一般の方や小・中学生等を対象に学内を案内するキャンパスツアーを実施し、本学の知名度向上を図った。 (4) 複数のテレビ局へ本学で開催する大学祭等のイベント情報の告知を依頼するなど、大学情報の発信強化を図った。 (5) 「広報しまだい」を四半期ごとに、毎号43,000部を制作し、島根県全域及び鳥取県の一部に配布すると共に、教員免許講習会参加者への配布等機会を捉えて、幅広く利害関係者に配布している。今年度は、県下の高校より、「授業に利用したい」、企業より、「社員研修」に利用したいなどによる送付依頼もあった。 (6) ホームページのリニューアルに伴い、外国語教育センター教員を広報室員に加え、より多様な情報を外国語サイトに掲載可能な体制を整えた。 (7) 生涯メールサービスを開始し、在学生、卒業生に向けて大学の最新情報を毎月末に配信している。 (8) ホームページの学内向けサイトに「学長室だより」を設け、大学の運営方針・方向性の周知や職員意識の統合を図れるよう、随時に情報発信している。</p>
<p>財務内容の改善</p>	<p>【(今後)期待されるもの】 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費の削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。【関連する年度計画 No.63】</p>	<p>平成17年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額11,899百万円に対して、平成23年度決算額は10,168百万円であり、1,731百万円(14.6%)の削減となった。 また、人事院勧告を踏まえた官民の格差に基づく、給与改訂分を除いた(削減率を補正した)場合、その削減率は、11.17%で、中期計画に掲げた数値目標を達成した。 なお、教育の質を確保するため、引き続き総人件費抑制の対象とならない特任教員制度の活用を図った。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p>	<p>【(今後)期待されるもの】 電子メール送信の際に添付ファイルを間違えて送信し、学生の学業成績表が当該学生以外の学生にも流出していることから、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が期待される。</p>	<p>・個人情報安全管理マニュアルを基に各部局に対して個別説明等を行い、個人情報及び保有個人情報の重要度の再認識を図った。また、23年度からは有期雇用職員及び派遣職員も含めた全ての構成員を対象にeラーニング研修を行い、一層の意識啓発を促した。</p>

<p>国立大学法人評価の2次評価を実施している総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より「平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」を付された事項</p>	<p>翌年度の取組状況</p>
<p>引き続き、経営協議会の議事録等の公表状況及び公表内容について確認を行い、学外委員の意見及びその具体的な法人運営への反映状況について公表が行われていない場合は、その公表を促すような評価を行うべき。</p>	<p>・経営協議会の議事要録は、本学ホームページに掲載し、公表している。また議事要録には学外委員の意見も記載している。意見の反映状況については、各担当理事の下、各部局においてホームページに掲載している。</p>
<p>指摘された公的研究費の不正使用の発生原因を検証した上で、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべき。</p>	<p>・本学は、平成19年10月23日付けで、「島根大学における公的研究費等の不正防止」に係る取り組みについて決定し公表したところである。 ・取り組みのなかで、本学は、「島根大学研究不正防止対策本部」を立ち上げ、その下に「研究活動不正行為対策委員会」及び「公的研究費等不正防止計画推進室」を設置しており、平成23年度においては、平成23年10月及び平成24年3月に、「島根大学公的研究費等不正防止計画推進室会議」を開催しており、公的研究費等の不正使用の発生原因となっている「預け金」、「カラ謝金」、「カラ出張」に係る不正使用防止のための取り組みとして、「公的研究費等に関する不正防止計画の進捗状況」を報告し、各々の取り組み内容の検証を行っているところである。 ・平成23年度は、教職員の意識啓発に係る取り組みとして、本学独自に、全教職員を対象として「公的研究費等不正防止に係る意識調査」を実施したところであり、今後も定期的実施することとしており、引き続き意識啓発を図ることとしている。 ・その他、「科学研究費補助金の獲得支援のための全学セミナー」及び「科学研究費補助金に係る説明会」を毎年度定期的開催し、関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図っているところである。</p>
<p>各法人における資産の利用実態を的確に把握した上で、法人による資産の保有の必要性についての不断の見直しや不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の適切性について評価し、必要な改善を促すべき。</p>	<p>固定資産管理責任者は、管理する固定資産に減損が生じている可能性を示す事象があるときは、速やかに学長に報告（島根大学固定資産減損処理事務取扱要項）することとなっているが、この他に、毎会計年度の間接決算時及び期末決算時の2回「現存対象資産の利用実態調査」を実施し、固定資産の適正かつ効率的な運用に努めている。 また、平成23年度後期から、職員宿舎の維持管理の見直しの検討を開始した。この見直しについては、宿舎の必要戸数、経年劣化に対する見直し、整備手法等多角的な検証が必要であることから、まず、職員宿舎に関するニーズ調査を実施するための調査項目の確定を行ったところで、調査は、4月に構成職員に対して照会する。 併せて、島根大学における施設の有効活用に関する規則の規定に基づき、施設の利用実態調査の実施、共用スペースの確保等を行い、施設の有効利用を図っている。</p>